

## 定 素欠

### 改正年月日

1969（昭和44）年10月 1日  
1970（昭和45）年 5月30日  
1974（昭和49）年 5月31日  
1974（昭和49）年11月30日  
1980（昭和55）年 6月30日  
1982（昭和57）年 6月30日  
1982（昭和57）年10月 1日  
1985（昭和60）年 6月28日  
1989（平成元）年 6月29日  
1991（平成3）年 6月27日  
1994（平成6）年 6月29日  
2001（平成13）年10月 1日  
2002（平成14）年 6月27日  
2003（平成15）年 6月27日  
2006（平成18）年 6月29日  
2008（平成20）年 6月27日  
2009（平成21）年 6月26日  
2014（平成26）年 6月27日  
2017（平成29）年 6月30日  
2017（平成29）年10月 1日  
2018（平成30）年 6月28日  
2019（令和元）年 6月27日  
2020（令和2）年 6月26日

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

本会社はユニチカ株式会社と称し、英文ではUNI T IKA LTD.と表示する。

### 第2条（目的）

本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の各製品及びこれらの原材料、副製品の製造、加工及び売買並びに輸出入
  - (1) 各種繊維及び繊維工業品
  - (2) プラスチックその他の高分子化学製品及び各種化学工業品
  - (3) 微生物、酵素及びこれらの関連製品並びに医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医療用具及び動物用医療用具
  - (4) 各種食品、飼料及びこれらの添加物並びに各種肥料
  - (5) ガラス繊維その他のガラス製品及びこれらの関連製品
  - (6) 炭素繊維、活性炭等の炭素製品
  - (7) 非晶質金属及びその関連製品
  - (8) 繊維機械、化学機械、環境機器、電子機器その他の機械器具及び装置
  - (9) 各種土木建築材料
2. 不動産の売買、貸借、管理及びこれらの仲介、代理並びに不動産に関する開発事業
3. 建設工事の設計及び請負並びに造園緑化に関する事業
4. 倉庫業及び貨物利用運送事業
5. 保健、体育、医療等に関する施設、文化施設、ショッピングセンター及び飲食店の経営
6. 電子計算機等による情報処理サービス業務、情報処理システム、ソフトウェアの開発及び販売並びに電気通信事業
7. 環境測定その他の各種分析、試験及び検査並びに計量証明に関する事業
8. 損害保険代理業、生命保険募集業及び旅行業
9. 食料品、衣料品、家具、日用雑貨品等の小売業
10. 総合リース業及び金融業
  11. 人材育成のための教育研修事業及び労働者派遣事業
  12. 前各号に関する技術情報その他の情報の売買及びコンサルタント業務
  13. 前各号に関連するいっさいの事業

### 第3条（本店の所在地）

本会社は本店を大阪市に置く。

### 第4条（機関）

本会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

本会社の公告は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

本会社の発行可能株式総数は178,600,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	178,600,000株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株

### 第7条（自己の株式の取得）

本会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

普通株式の単元株式数は100株とし、A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は1株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### 第10条 (単元未満株式の買増し)

本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

前項の請求があつた場合において、本会社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、本会社は前項の請求に応じないことができる。

#### 第11条 (基準日)

本会社は毎事業年度末の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

#### 第12条 (株主名簿管理人)

本会社は株主名簿管理人を置く。

本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。

#### 第13条 (株式取扱規則)

本会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

## 第2章の2 種類株式

#### 第13条の2 (A種種類株式)

本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。

##### (剰余金の配当)

1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、第13条の5第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、1.20%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種払込期日（A種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金（但し本号（b）に従ってA種優先配当金を計算したときは、本（a）に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 本号（a）にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がA種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、本号（a）に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本（b）において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 本会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同

法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてではこの限りではない。

(4) ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(残余財産の分配)

2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第13条の5第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金額を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする。

(議決権)

3. A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

4. (1) A種種類株主は、平成32年7月31日以降いつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金額の交付は行わない。

(3) 取得価額は、当初、平成32年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額（以下、本条において「当初取得価額」という。）とする。但し当初取得価額が35.0円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に第(5)号に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は第(5)号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額は、平成33年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し第(6)号の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整す

る。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ - \text{本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{c} 1 \text{株当} \\ \text{たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}}{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ - \text{本会社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割

当日に、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかるわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 本号（a）に掲げた事由によるほか、本（b）①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。

（金銭を対価とする取得請求権）

5. A種種類株主は、平成30年7月31日以降いつでも、毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第（3）号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及び取得請求権の行使がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

（金銭を対価とする取得条項）

6. 本会社は、A種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、B種種類株式について発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社

は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(譲渡制限)

7. A種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

第13条の3 (B種種類株式)

本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。

(剰余金の配当)

1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
- (2) B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。
  - (a) 1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、2.374%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種払込期日（B種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金（但し本号（b）に従ってB種優先配当金を計算したときは、本（a）に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。
  - (b) 本号（a）にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がB種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、本号（a）に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのB種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本（b）において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。
- (3) 本会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (4) ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第（2）号（b）に従ってB種優先配当金を計算したときは、第（2）号（a）に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第（2）号（a）に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第（2）号（a）但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「B種累積

未払配当金相当額」という。)については、第13条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

(残余財産の分配)

2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の5第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする。

(議決権)

3. B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。  
(普通株式を対価とする取得請求権)

4. (1) B種種類株主は、平成30年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得価額は、当初、平成30年7月31日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「当初取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額(以下、本条において「当初取得価額」という。)とする。但し当初取得価額が35円(但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「当初下限取得価額」という。)を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に第(5)号に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は第(5)号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額は、平成31年1月31日(同日を含む。)以降、毎年1月末日及び7月末日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に相当する額に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が当初取得価額(但し平成32年8月1日以降については、平成32年7月31日における取得価額)の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(但し第(6)号の調整を受ける。)又は当初下限取得価額のうちいざれか高い方の金額(以下、本条において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整す

る。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ - \text{本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \\ \times \end{array} \begin{array}{c} 1 \text{株当} \\ \text{たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{普通株式 1 株当たりの時価} \\ \hline \text{（発行済普通株式数} \\ - \text{本会社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割

当日に、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかるわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 本号（a）に掲げた事由によるほか、本（b）①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。

（金銭を対価とする取得請求権）

5. B種種類株主は、平成30年7月31日以降いつでも毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第（1）号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第（3）号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたB種種類株式及び取得請求権の行使がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

（金銭を対価とする取得条項）

6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得

するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(譲渡制限)

7. B種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

第13条の4 (株式の分割又は併合、募集株式の割当て等)

本会社は、A種種類株式及びB種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

本会社は、A種種類株主及びB種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

本会社は、A種種類株主及びB種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

第13条の5 (優先順位)

1. A種優先配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剩余金の配当の支払順位は、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剩余金の配当が第2順位とする。

2. A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

3. 本会社が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当又は残余財産の分配を行う。

### 第3章 株主総会

第14条 (株主総会招集の時期及び場所)

本会社の定時株主総会は毎年6月に本店の所在地又は大阪市においてこれを招集する。

臨時株主総会は必要ある場合前項の場所において隨時これを招集する。

第15条 (株主総会の招集者及び議長)

株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条 (株主総会の決議方法)

株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってする。

会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は本会社の議決権を有する他の株主1名又は本会社の承認したる者1名を代理人として議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を株主総会開会前に本会社に提出しなければならない。

第19条 (議決権の不統一行使)

株主はその有する議決権につき、統一しないで行使する場合、株主総会の日の3日前までに本会社に対し、統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知しなければならない。但し本会社は株主が他人のために株式を有する者でないときは、議決権を統一しないで行使することを拒むことができるものとする。

第19条の2 (種類株主総会)

第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第15条、第16条、第17条第1項、第18条及び第19条は、種類株主総会にこれを準用する。

第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用す

る。

#### 第4章 取締役及び取締役会

##### 第20条 (取締役の定員)

本公司の取締役は14名以内とする。

##### 第21条 (取締役の選任)

取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任の決議は議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。

##### 第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

##### 第23条 (代表取締役)

本公司は取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

##### 第24条 (相談役及び顧問)

本公司は取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

##### 第25条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。但し緊急の必要あるときはこの限りでない。

##### 第26条 (取締役会の決議の省略)

本公司は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

##### 第27条 (取締役会規則)

本公司の取締役会に関する事項については法令又は定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

##### 第28条 (取締役の責任免除)

本公司は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本公司は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 第5章 監査役及び監査役会

##### 第29条 (監査役の定員)

本公司の監査役は7名以内とする。

##### 第30条 (監査役の選任)

監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任の決議は議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

##### 第31条 (監査役の任期)

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

##### 第32条 (常勤監査役)

監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

##### 第33条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。但し緊急の必要あるときはこの限りでない。

##### 第34条 (監査役会規則)

本公司の監査役会に関する事項については法令又は定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

##### 第35条 (監査役の責任免除)

本公司は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本公司は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠

償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

### 第36条（事業年度）

本公司の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第37条（期末配当及び基準日）

本公司は毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

### 第38条（中間配当及び基準日）

本公司は毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

### 第39条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本公司はその支払の義務を免れる。なお、未払の配当金には利息をつけない。